

第 17 回延岡市農業委員会会議録

(令和 6 年 11 月 28 日)

1. 開催日時 令和6年11月28日（木）午後3時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 18 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 壽 徳	2	佐 藤 純 子	3	花 畑 志 良 一
4	片 伯 部 隆	5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7	中 村 み え	8	須 藤 寛 之	9	貫 藍
10	松 下 康 廣	11		12	遠 田 祐 星
13	高 橋 利 喜 哉	14	緒 方 武 彦	15	牧 野 博 文
16	安 藤 重 徳	17	甲 斐 亜 季	18	松 田 宗 史
19	矢 野 光 一				

4. 欠席委員 1 名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 23 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲 斐 孝	2	甲 斐 充 伸	3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松 田 純 二	6	黒 田 啓 睦
7	佐 藤 隆 美	8	松 田 成 歳	9	酒 井 渡
10	甲 斐 秀 雄	11	横 山 博 章	12	山 内 憲 次
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正太郎	15	甲 斐 詳 三
16	甲 斐 一 郎	17	田 口 誠	18	松 原 学
19	戸 高 久 文	20	池 内 米 生	21	甲 斐 昭 浩
22	黒 田 五 司	23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第59号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第60号 農地法第5条の許可申請について
議案 第61号 非農地証明願について

報告 第55号 農地法第5条の届出について
報告 第56号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第57号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第28号 農用地利用集積等促進計画（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工 藤 敬 洋	局長補佐兼 農地係長	佐 藤 友 美	農政係長	菊 池 麻里子
		農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 総括主任	
北方産業建設課 主 査		北浦産業建設課 専門主事	稲 村 斎	北川産業建設課 専門主事	

8. 会議の概要

15 : 30 開会 事 務 局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議 長	皆さん、こんにちは。 それでは、ただ今から第 17 回 延岡市農業委員会総会を開催致します。 まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事 務 局 長	はい。本日は委員総数 19 名中 18 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議 長	本日の議事録署名委員は、委員番号 9 番、貫藍委員と委員番号 12 番、遠田祐星委員のお二人にお願いしたいと思います。
	本日の予定ですが、議案第 59 号 農地法第 3 条所有権の移転についてから議案第 61 号 非農地証明願についてまでの議案 3 件、報告案件 3 件、協議案件 1 件となっています。
議 長	それでは、議案第 59 号 農地法第 3 条所有権の移転について提案致します。
	整理番号 1 番について、委員番号 2 番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐 藤 委 員	委員番号 2 番の佐藤です。整理番号 1 番についてご説明致します。所在地は宇和田町、登記地目は畑、面積は 321 m ² 、譲渡人は岡富町在住の方、譲受人は北一ヶ岡在住の方です。譲受人の状況は 3,769 m ² で、労力人は 1 人、理由は経営規模拡大です。 11 月 23 日に、私と黒田啓睦推進委員と譲受人の方と 3 人で現地確認を行いました。譲受人の方はこの隣の畑も作っているので、こちらを買ってもらえないかと相談され受けたとのことでした。この方は北一ヶ岡の方ですが、他にも農地を持っておられてきちんと管理をされていますので、支障は無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号 2 番から整理番号 4 番について、委員番号 12 番、遠田

遠 田 委 員	祐星委員より説明をお願い致します。 委員番号 12 番の遠田です。整理番号 2 番から整理番号 4 番については、譲受人の方が同じなので合わせて説明させていただきます。 まずは整理番号 2 番、所在は夏田町で田 211 m²と夏田町で田 206 m²合計 417 m²です。譲渡人は尾崎町在住の方、譲受人は祝子町在住の方です。 次に整理番号 3 番、所在は祝子町で田 849 m²と尾崎町で田 687 m²合計 1,536 m²です。譲渡人は祝子町在住の方です。 最後に整理番号 4 番、所在は夏田町で田 471 m²と夏田町で田 793 m²合計 1,264 m²です。譲渡人は祝子町在住の方です。 理由は経営規模拡大です。11 月 25 日に私と松田推進委員と譲受人の 3 人で現地調査を行いました。もともとこちらの田は、譲受人が賃貸借で耕作していた田んぼで、地主の方から買ってもらいたいという話を受けて、今回所有権移転という形になったそうです。譲受人がちょっと高齢なんですけれど、今後この農地は誰が継いでいくのかという話をした時に、譲受人の義理の甥っ子が耕作を続けてくれるということでしたので、問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号 5 番について、委員番号 13 番、高橋利喜哉委員より説明をお願い致します。
高 橋 委 員	委員番号 13 番の高橋です。整理番号 5 番についてご説明致します。 所在地は片田町、3 筆で合計面積が 1,651 m²、地目は田です。理由は経営規模拡大です。譲渡人は宮崎在住、譲受人は平原町在住の方です。二人は従兄弟の関係だそうです。沖田圃場の整備関係で 1 枚の圃場が 3 反になるということで、面積が少し足りないので譲受人が探していたら、譲渡人の方が買ってくれということになり、話がまとまったそうです。 11 月 19 日に、私と山内憲次推進委員とで譲受人立会いの下現地確認を行いました。現在も水稻が栽培されていて、圃場整備後も水稻を栽培するということです。現在も将来も片田町の方が耕作されるということで、話はまとまったそうです。現在も水稻が耕作されていますので、何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号 6 番について、委員番号 15 番、牧野博文委員より説明を

牧 野 委 員	お願い致します。 委員番号 15 番の牧野です。整理番号 6 番についてご説明致します。 所在地は小野町、地目は田、面積は 740 m²です。譲渡人は東京在住の方で、譲受人は塩浜町在住の方です。経営状況は 4,144 m²、理由は規模拡大です。 11 月 23 日に、私と甲斐秀雄推進委員と譲受人の 3 人で現地確認を行いました。この土地は地目が田んぼになっておりますけど、すでに埋められておりまして、以前別の方に貸してた関係もあり、何とか頑張れば畑になるかなあという感じでした。譲受人の方は、今後はこの土地を畑として毎日使っていきたいということでありまして、地域との調和要件も何ら問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号 7 番について、委員番号 17 番、甲斐亜季委員より説明をお願い致します。
甲 斐（亜） 委 員	委員番号 17 番の甲斐です。整理番号 7 番についてご説明致します。 農地の所在は北浦町三川内で、2 筆で 1 枚の田んぼと 3 筆で 1 枚の田んぼになっておりました。面積が合計で 4,111 m²です。譲渡人は大貫町在住の方、譲受人は北浦町三川内在住の方で、耕作状況は 45,816 m²、労力は 2 人、理由は経営規模拡大です。 11 月 20 日水曜日に、私と戸高久文推進委員と譲受人の 3 人で現地確認を行いました。現地はすでに譲受人が耕作しており、綺麗に管理されておりました。譲渡人の実家が譲受人の隣で昨年ご両親が亡くなられて、お墓参り等には帰ってくるものの田んぼまでは見る事が出来ないの、お隣さんに譲りたいということで、このような流れになったようです。地域との調和要件も何ら問題ありません。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第 3 条調査書の 1 ページから 7 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 5 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 6 号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長	何かございませんか？
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議 長	続きまして、議案第 60 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号 1 番について、佐藤隆美農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
佐 藤 推 進 委 員	推進委員番号 7 番の佐藤です。整理番号 1 番についてご説明致します。農地の所在は野地町 3 丁目、地目は田、面積は 776 m²です。賃貸人は宮崎市佐土原町在住の方、賃借人は野田町の土木工事業の会社です。今回大貫町の県体育館建設工事に伴い取付道路の改修工事を請け負われており、その工事における資材置き場として一時転用したいということで、申請が上がりました。 11 月 25 日に、県の担当者、甲斐壽徳会長、事務局、私とで現地調査を行いました。その結果、借りてる業者も問題無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 3 番、花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花 畑 委 員	委員番号 3 番の花畑です。整理番号 2 番についてご説明致します。所在は北方町早日渡、地目が畑、面積が 152 m ² です。譲渡人は北方町早日渡在住の方で、譲受人の方はその息子さんです。次ページ 2 番の地図を見てください。ここは、国道を造る時、基盤整備をした際に出来た残地みたいな

	感じの所が、畑として残っていたようです。その上が自宅になっていまして、今回そこを自宅に入る取付道路と資材置場にしたいということで、申請が上がっております。この土地は第1種農地となっておりますが、事前に農振を除外してもらっています。 事務局、県の担当者、父親である譲渡人、甲斐一太郎推進委員、私の5人で現地を確認致しましたが、何も問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	次に整理番号3番につきましては、事務局からの説明になりますので、後程説明をお願い致します。
議 長	それでは、「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。 整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の農振青字の農用地の区域内にある生産性の高い第1種農地となります。業務上必要な施設として一時転用の例外規定に該当し、立地基準に問題無いと判断致しました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障は無く許可相当と判断致しました。 整理番号2番につきましても、周辺に10ha以上の農振青字の農用地が広がる生産性の高い第1種農地となります。しかしながら、平成14年に土地改良事業による換地処分後、国道拡幅等の残地となっていたものであることから、先月10月に農振除外となっております。申請地は宅地の一部・資材置場として活用されており生産性は低いと考えられることから、業務上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題無いと判断致しました。 また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障は無く許可相当と判断致しました。 整理番号3番につきましては、令和6年8月の総会の議案第54号において議決済の案件であります。抜け落ちた農地が判明したため、今回追加申請となったものです。字図が不明瞭で、非常に細長い土地のため地権者、借主双方とも気付かなかったとの事です。県との協議の結果、現地調査は8月に実施していることから、再度の調査は行わず、総会の議決のみ願いたいとの事でありました。

		以上、ご審議をよろしくお願い致します。
議 長		ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長		何かございませんか？
委 員		異議なし
議 長		異議なしという事ですので、この許可申請につきましては県に進達致します。
議 長		続きまして、議案第 61 号 非農地証明願いについて提案致します。 整理番号 1 番について、委員番号 5 番、菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊 池 委 員		委員番号 5 番の菊池です。整理番号 1 番についてご説明致します。農地の所在は北方町曾木、地目は畑、面積は 328 m ² です。申請人は北方町曾木在住の方です。この農地はもう 10 年以上も耕作放棄地となっていたようです。 先日 25 日に、私と甲斐正太郎推進委員と甲斐詳三推進委員の 3 人で現地調査を行いました。配布されている写真を見てもらうと分かりますが、雑木等が生い茂っておりまして到底畑としての復旧は難しいということになりました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長		次に、整理番号 2 番について、甲斐昭浩農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
甲 斐（昭） 推 進 委 員		推進委員の甲斐です。整理番号 2 番についてご説明致します。土地の所在地は北川町川内名、地目は畑、面積は 224 m ² です。申請人は塩浜町在住の方です。現況は原野です。申請理由は、10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるということです。 11 月 23 日に、小野有紗農業委員と私と池内米生推進委員と地権者の方と地権者の立会人の 5 人で現地調査を行いました。配布されている写真を見てもらうと分かりますが、ここはバイオマス発電所の建設をされている所で今回そこに畑があったと発覚したようです。地権者の方ももう 5～60

		年ここでは畑も作っておりませんし、現況も写真のとおり原野ということですので、特に問題は無いと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。
議 長	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか？
議 長	長	何かございませんか？
委 員	員	異議なし。
議 長	長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	員	(挙手)
議 長	長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議 長	長	以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局		それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに、報告第 55 号、農地法第 5 条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の 12 ページから 13 ページに記載しておりますが、6 件の届出があり、田が 5 筆の 1,740 m²、畑が 4 筆の 888 m²、計 9 筆の 2,628 m²の転用となっています。 次に、報告第 56 号、農地法第 18 条第 6 項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の 15 ページに記載しております。2 件の届出があり、田のみ 6 筆、3,708 m²の合意解約となっています。 次に、報告第 57 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。 議案書の 17 ページから 18 ページをご覧ください。今回 7 件の届出があり、田が 14 筆の 7,360 m²、畑が 14 筆の 2,760.33 m²、計 28 筆の 10,120.33

		m²となっています。 なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。
議	長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか？
委	員	ありません。
議	長	無いようなので報告を終わります。
議	長	次に協議第 28 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局		こちらは、農地中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。 議案書の 20 ページになりますが、 まず、整理番号 1 番から 2 番が下南方地区、 次に、整理番号 3 番から 80 番が北延岡地区、 次に、整理番号 81 番から 82 番が個別案件での促進計画となっております。 今回の促進計画では、26 ページの表下にあるとおり 30 人の出し手から 82 筆、40,309 m²の農地を個人 3 人に配分する計画となっております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか？
委	員	ありません。
議	長	質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。
議	長	では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願い致

事務局	します。 (事務局より説明)
議長	以上を持ちまして第 17 回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

会 長 甲 斐 壽 徳

9 番 貫 藍

12 番 遠 田 祐 星